平成２５年（フ）第７８号
愛媛県宇和島市津島町高田甲597番地１　高田住宅203号室
債務者　森岡　絹子
１　決定年月日時　平成26年１月31日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第５号
福岡県飯塚市蓮台寺495番地
債務者　野見山秀昭
１　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１４７８号
埼玉県蓮田市大字川島638番地３　リヴィエール105号
破産者　木村　孝子
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７９号
埼玉県蓮田市大字川島638番地３　リヴィエール105号、前住所さいたま市大宮区高鼻町３丁目17番地　ＦＥＬＩＣＩＴＡ102
破産者　木村　朋靖
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５６１号
埼玉県加須市久下２丁目４番地13　メゾン光和101、旧住所埼玉県加須市向古河1932番地６
破産者　白石　良子
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３８２号
大分市大字豊饒112番地の２
破産者　宮﨑　秀行
１　決定年月日　平成26年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８４１号
札幌市東区北17条東15丁目４番20―401号
破産者　藤岡　哲郎
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１３８号
札幌市北区北34条西７丁目２番６号メゾンセリオ北34条302号、開始決定時の住所札幌市東区北19条東15丁目５番14―1003号
破産者　高橋　千早
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５号
秋田県大仙市円行寺字坂繋79番地１
破産者　佐々木栄子
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第３９４号
川崎市中原区上小田中１丁目33番33号　第２むさし荘１Ｆ、前住所川崎市中原区下小田中４丁目22番１号　リヴェール青山305
破産者　市村　勝好
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４２６号
川崎市川崎区塩浜１丁目16番46―513号　スタープル塩浜、前住所川崎市川崎区殿町１丁目20番17―510号　レクセルガーデン川崎殿町
破産者　武井　政壽
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５２７号
川崎市宮前区土橋６丁目15番地１　宮前平パームハウスＡ―502
破産者　佐藤　智博
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１２４号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字高前113番地11
破産者　髙**栄**　正男
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５３４号
名古屋市中区新栄２丁目10番３号　コウジィコート新栄202号、従前の住所名古屋市中区栄５丁目23番25号　５丁目ビル303号
破産者　諸見川大輔
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５７８号
名古屋市千種区汁谷町19番地　新汁谷荘203号
破産者　松田　友樹
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６００号
愛知県小牧市中央３丁目131番地　サンライズマンション202号、従前の住所愛知県小牧市常普請１丁目303番地
破産者　竹田　朝子
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８０９号
愛知県津島市唐臼町中杁23番地１　アーバンレジデンス101号
破産者　辻　　秀二（旧姓吉野）
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部